

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

4 成年後見制度の利用促進 3.5億円等(3.3億円の内数等)

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】

3.5億円(3.3億円の内数)

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的取組を推進する。

また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)82億円(60億円)の内数

地域生活支援事業費等補助金495億円(493億円)の内数

地域支援事業交付金1,941億円(1,988億円)の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を実施する。

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】 (補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2]

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2]

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

(3) 先駆的取組に係る調査研究 [シンクタンク等の民間団体(補助率)10/10]

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)(委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

(1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
（例）介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 平成31年度予算案： 地域支援事業交付金 1,941億円

（補助率）国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号被保険料22%

3. 事業実施状況： 1,429市町村（全市町村の82.1%）（平成29年4月1日現在）

権利擁護人材育成事業

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度(平成23年～26年は市民後見推進事業において実施)

3. 平成31年度予算案

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 82億円の内数
(補助率)国2/3、都道府県1/3

4. 事業実施状況(平成28年度実績:262自治体)

- ・市民後見人の養成: 144カ所
- ・日常生活自立支援事業との連携: 130カ所
- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦: 75カ所
- ・市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導: 109カ所
- ・専門職との連携体制の構築(専門職との連絡会議の開催など): 174カ所
- ・実務的支援組織(成年後見支援センター等)の設置 : 148カ所

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 平成31年度予算案

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数
(補助率)国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

5. 事業実施状況(障害者関係)

平成29年4月1日現在 1,485市町村(平成28年:1,470市町村、平成27年:1,414市町村)

成年後見制度普及啓発（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

※ 平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。

5. 平成31年度予算案

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数
（補助率）国1／2以内

6. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 257市町村（平成28年：218市町村、平成27年：190市町村）

成年後見制度法人後見支援事業

(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 平成31年度予算案

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数

(補助率)国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

5. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 313市町村(平成28年:267市町村、平成27年:244市町村)

中核機関が活用できる財源のイメージ

- 中核機関の運営費は、平成30年度から措置された普通交付税措置のほか、広報啓発、市民後見人育成、法人後見研修等の経費について、既存の補助制度の活用が可能。
- 平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
 - ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 - ・中核機関における先駆的取組の推進

中核機関

広報・啓発

(高齢者)成年後見制度利用支 援事業(地域支援事業費交付金)
(障害者)成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

法人後見研修等

法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模:約300万円)

※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。

- ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
- ・中核機関における先駆的取組の推進